

修士論文概要

標題： 参加型森林管理における多様なニーズ調整のための制度の研究
～ベトナムにおけるニーズ調整の問題点を踏まえた調整制度の検討～

名前： 五関 一博 (学籍番号：09MD0080)

研究の目的と方法：

1970年代以降、参加型森林管理が注目を集め、現在では世界的な潮流として定着しているといい、また、持続可能な森林経営にも貢献するものであるというが、参加型森林管理によって本当に持続可能な森林経営を達成することができるのであろうか。

持続可能な森林経営とは、1992年の地球環境サミットで採択された森林原則声明において「森林資源及び林地は、現在と将来の世代の、社会的、経済的、環境的、文化的及び精神的ニーズを満たすために持続的に経営されなくてはならない」とされているように、現在と将来の世代の多様なニーズを満たすことができる森林の取り扱いであり、その達成のためには、多様なニーズの調整が不可欠である。

既存の文献によれば、森林地域住民にとっては参加型森林管理自体が目的であり、一方、森林官や林業技術者にとっての参加型森林管理は持続可能な森林経営を達成するために必要な手段である。つまり、地域住民が参加型森林管理を実現しても、持続可能な森林経営を地域住民の参加だけで達成できるとは限らず、参加型森林管理が持続可能な森林経営を達成するための手段として役立てられる必要があり、そのためには多様なニーズの調整が不可欠であるということになる。

しかし、参加型森林管理において多様なニーズを関係者が自主的に調整しようとする、広範な多数の利害関係者がコミュニティ内外の森林の利用・管理に主体的に参加することとなり、現実的とは言えない。したがって、日本において森林計画制度によって多様なニーズの調整を図り、持続可能な森林経営の達成を目指しているように、参加型森林管理における多様なニーズの調整のためには、そのための制度が必要ではないかと考えられる。

こうしたことから、本研究では、参加型森林管理において持続可能な森林経営を達成するためには、多様なニーズ調整のための制度が必要であることを明らかにすることを目的とした。

そこで、「森林地域住民が参加型森林管理を実現するだけでは、持続可能な森林経営が必ず達成できるとは言えず、多様なニーズ調整のための制度が必要である。」との仮説を立て、この仮説を裏付けるために、ベトナムにおける参加型森林管理の先行研究の文献調査と、参加型森林管理に関係するニーズ調整の制度の分析を行った。

論文の構成：

序論 研究の背景と目的及び論文の構成

第1章 参加型森林管理と持続可能な森林経営

第1節 参加型森林管理の定義

第2節 参加型森林管理の歴史と現況

第3節 持続可能な森林経営と参加型森林管理の関係

第1項 持続可能な森林経営の達成への世界的な取り組み

第2項 ベトナムにおける持続可能な森林経営

第3項 参加型森林管理における持続可能な森林経営

第4項 参加型森林管理における多様なニーズとの調整

第2章 ベトナムの参加型森林管理における多様なニーズの調整

第1節 ベトナムにおける参加型森林管理の概要

第2節 ベトナムにおけるCF等の先行研究事例

第1項 Nguyen等による調査の概要

第2項 Dao等のSon La省Nhop村の調査の概要

第3項 Thua Thien - Hue省森林局による調査の概要

第4項 LyによるSoc Trang省の共同経営の調査の概要

第3節 参加型森林管理の先行研究事例におけるニーズの調整状況

第1項 Nguyen等の調査対象のCF等

第2項 DaoらのSon La省Nhop村におけるCF

第3項 Thua Thien - Hue省森林局の調査対象のCF

第4項 LyのSoc Trang省の共同経営

第4節 参加型森林管理における多様なニーズの調整のための制度の必要性

第1項 ニーズの調整状況の取りまとめ

第2項 多様なニーズを調整する制度の必要性

第3章 ベトナムのCFにおける多様なニーズを調整する制度の検討

第1節 現行制度の問題点の分析

第1項 CFMガイドラインの問題点

第2項 森林計画制度の問題点

第2節 制度の改善の検討

第1項 CFMガイドラインの改善とその期待される効果

第2項 森林計画制度の改善とその期待される効果

結論

論文の概要：

ベトナムにおける、参加型森林管理である CF (Community Forestry) の展開は、70 年代中期以降の国際的な参加型森林管理の動きに大きく後れを取ってはいるが、1990 年代末以降取組が進み、2000 年代に入って制度的枠組みも整備されてきており、今後一層の発展を遂げると考えられる。こうしたことから、近年 CF についても研究が進められてきており、こうした最近の先行研究の事例について、多様なニーズの調整に焦点を当てて文献調査を行った。

まず、村落内部でのニーズ調整がうまくいっていない例としては、森林が一部の住民にのみ分与（国有である森林の利用権等をコミュニティーや個人等に認めること。）されてしまい、締め出された住民から不満が出された事例が見られるが、これは、村落内での、森林の分与を受けたグループと受けなかったグループのニーズ調整がうまくいかなかった事例と考えられる。また、多くの村落において、貧困な住民を支援するための村落内での便益の配分に関するニーズが調整されていないとされているが、調整出来ている村落もあり、村落内でのニーズ調整が不可能であるというものではない。

一方、村落内部でのニーズ調整が行われている事例としては、村落で CF からの木材伐採を行いその利益を貧困世帯に貸し付ける、といった例や、木材の伐採の収益を村落の構成員で分け合っている例、さらに伝統的なニーズ調整のルールによって森林からの薪の採取権が平等に配分されている事例が見られる。

他方、村落外部とのニーズ調整がうまくいっていない例としては、村落に分与された森林を締め出された隣接村の住民が伐採してしまった事例、砂取業者との調整がうまくいかず住民が十分な額の補償金を受けられなかった事例、隣接村の住民による燃材の伐採が問題になっている事例、外部者による違法な木材伐採や野生生物の狩猟が問題となっている事例、隣接村落の住民の利用が締め出されている事例があげられる。

逆に、村落外部とのニーズ調整が行われている例としては、法制度に基づく権利を主張して外部者から伐採料を徴収した事例や、森林保護活動に対して環境サービス支払い制度に基づき発電事業者等から徴収した料金が支払われている事例がある。

すなわち、①村落内部（あるいは村落内のグループ内部）においては、ニーズ調整が不十分な事例がほとんど見当たらず、かつ、法的な制度によらないニーズ調整が見られたが、②村落外部（あるいは村落内のグループの外部）とのニーズ調整に関しては、何らかの制度に基づく調整の事例が見られたが、制度に基づかないニーズ調整の事例は見られず、ニーズ調整が不十分な事例が目についた。

したがって、参加型森林管理においては、コミュニティー内部のニーズについては調整制度がなくとも調整できているが、コミュニティー外部とのニーズ調整については調整制度がなければうまく行われることはなく、調整のための制度の必要性が明らかとなった。なお、上記の先行研究の調査の結果では、参加型森林管理におけるニーズ調整の問題は主に隣接村落等狭い範囲の中で発生しているが、ベトナム全体としては森林資源の質の回復

が今なお進んでおらず、木材生産、国土保全、薪炭材採取等の多様なニーズの調整が大きな課題となっており、参加型森林管理においても省レベル、国レベルといったニーズ調整の制度の下で、当該村落と外部の多様なニーズを満たしていくことが重要である。

そこで、ベトナムにおける、現行の CF のニーズ調整に関する制度の問題点を分析したところ、以下の点が明らかになった。

① ベトナムの CF の制度は、2004 年の森林保護開発法等に根拠を置くものであり、試行的に実施されている CF パイロットプログラムにより暫定的な法令が整備されてきているが、その中で最も重要なものである CFM (Community Forest Management) ガイドラインは、「森林の分与に当たっての調整」、「隣接村落の住民による森林の利用についての調整」のための制度とはなっておらず、また、広域にわたる多様なニーズ調整の制度にも組み込まれておらず、こうした点について改善が必要である。

② 日本の森林計画制度のような、計画案を事前に公表して利害関係者の意見を受け付けてそれを計画に反映させたり、こうしたニーズ調整を経て樹立された森林計画に森林の管理主体が樹立する施業計画等を整合させるような、多様なニーズを調整する制度が十分備わってはおらず、この点についても改善が必要である。

そこで、CFM ガイドラインに関しては、森林分与の計画等を案の段階で社（ベトナムの地方行政は、省、県、社の 3 段階である。）内で公表して意見の申し立てを受け付けるとともに、CFM 計画等については、社内の各村長が参加する評議会で調整できるものとするべきである。また、森林計画制度についても、日本の制度を参考に、森林保護開発法において、省級、県級、社級の森林保護開発基本計画・実施計画の策定の際にその案を公表して意見の申し立てを受け付け、その意見の内容と処理結果を公表するとともに、CFM 計画については社級の森林保護開発計画に適合するものとするべきである。

こうした改善により、関係者の間での意見の隔たりが大きく、紛糾するような場合であっても、最終的には行政等が調整を行うことから、いつまでも隣接村落による違法な伐採が続くようなことはなくなり、さらに、意見の要旨やその処理の結果についても公表することにより、行政等もいい加減な調整はできず、住民の側に不満が残るような不公平な調整に終わることもなくなると考えられる。

このように、ベトナムにおいては、参加型森林管理において多様なニーズの調整が十分には行われておらず、調整のための制度の整備が必要であることが明らかとなり、「森林地域住民が参加型森林管理を実現するだけでは、持続可能な森林経営が必ず達成できるとは言えず、制度的なニーズ調整が必要である。」との仮説を裏付けることができた。

本研究は、単なる制度論にとどまらず、森林保護開発法と CFM ガイドラインの具体的な条文改正案を提案した実践的なものである。他方、制度が整備されても適切に運用されない可能性も指摘されており、今後、こうした改善により多様なニーズの調整が図られることの実証が必要である。また、「森林地域住民にとっては参加型森林管理自体が目的」であるのはベトナムに限ったことではなく、今後他国においても本仮説の検証が必要である。